様式第5号(第8条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

身延町長

診療報酬明細書等の不存在通知書

　　　年　　月　　日付けで開示請求のありました次の診療報酬明細書について調査しましたが、その存在が確認できませんでした。

　御依頼にお答えできませんので、御了承願います。

|  |  |
| --- | --- |
| 被保険者住所 | 　 |
| 被保険者氏名 | 　 | 生年月日 | 生 |
| 不存在診療報酬明細書等 |
| 名称 | 期間 |
| □　診療報酬明細書(□　入院・□　外来) | 　　　年　　　月分～　　　年　　　月分 |
| □　調剤報酬明細書 | 　　　年　　　月分～　　　年　　　月分 |
| □　訪問看護療養費明細書 | 　　　年　　　月分～　　　年　　　月分 |

　この決定に対して不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に身延町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

　また、この決定があったことを知った日(身延町長に対して審査請求をした場合には、当該審査請求に対する身延町長の裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、身延町を被告として(訴訟において身延町を代表する者は、身延町長となります。)、甲府地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。